

令和3年高島市教育委員会
第5回定例会議事日程

日 時 令和3年5月26日(水)
午後2時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和3年第4回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

- 日程第1 議第42号 高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 日程第2 議第43号 契約締結議案に対する意見の申出について 当日資料
- 日程第3 議第44号 令和3年度高島市一般会計補正予算(第3号)案に対する意見の申出について 当日資料
- 日程第4 議第45号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱等について 当日資料
- 日程第5 議第46号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について
- 日程第6 議第47号 高島市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則案
- 日程第7 議第48号 高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会設置要綱を廃止する告示案

5. 報告事項

- 報告第15号 令和3年度高島市立学校学校教育到達目標について

6. 今後の日程

- ・令和3年教育委員会第6回定例会

日時：令和3年6月28日（月）午後1時30分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和3年教育委員会第7回定例会

日時：令和3年7月 日（ ）午前・午後 時 分

場所：

令和3年第5回定例会座席表

川原林 正英 教育委員	小多 偕裕 教育委員	上原 重治 教育長	三矢 艶子 教育委員	田邊 栄美子 教育委員
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 11 事務局 2 <hr/> 合計 18			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第42号

高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱（平成27年高島市教育委員会告示第10号）第3条の規定に基づき、高島市教育委員会事務点検評価委員に次の者を委嘱することについて、議決を求める。

記

氏名	所属等	新任・再任
竹脇 一美	元高島市議会議員	再任
日置 喜嗣	元高島市立小学校長	再任
海老澤 文代	元高島市青少年育成市民会議会長	新任

任期：令和3年6月1日から当該年度にかかる事務の点検および評価の完了の日まで

議第46号

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

令和4年度使用教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に下記のとおり諮問することにつき、議決を求める。

記

- 1 令和4年度使用教科用図書の選定にあたり、中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」について専門的な調査研究を行ったうえ、調査結果を答申すること。
- 2 令和4年度に使用する特別支援学級における教科用図書（小・中学校）について、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づき検討のうえ、意見を答申すること。

議第 4 7 号

高島市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 2 6 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則

教育委員会または教育機関に提出する申請書、届出書その他の書類に係る押印の省略に関し必要な事項については、高島市申請書等の押印の省略に関する規則（令和 3 年高島市規則第 3 0 号）の規定の例による。

付 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

高島市申請書等の押印の省略に関する規則

令和3年5月7日
高島市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を図るため、市長またはその補助機関に提出する申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）に係る押印の省略に関し、必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 市長またはその補助機関に提出する申請書等であって、本市の規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印を求めているもののうち、次のいずれかに該当する申請書等については、当該規則等の規定にかかわらず、記名または署名により押印を省略することができる。

- (1) 閲覧および縦覧の申請書、施設の利用申込書等で、対象者が不特定であり、押印や署名を求めてまで本人確認をする必要がない申請書等
- (2) 履歴書、住所変更届出書等で、単に事実または状況を把握することのみを目的とする申請書等
- (3) 申請書等に係る一連の手続の過程において、運転免許証その他の公的書類の提示により本人確認が可能な申請書等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、押印を求める実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のない申請書等

2 前項の規定に該当する申請書等について押印を省略する場合は、当該申請書等の様式中押印を求める表記を削り、または所要の修正を加えて使用するものとする。

3 次に掲げる申請書等については、提出者の署名により申請書等への押印を省略することができる。

- (1) 個人番号カード、公的個人認証サービス等、虚偽の申請があった場合に回復困難な権利侵害等が生じ得る手続に係る申請書等
- (2) 市が、個人情報を取得および利用し、当該個人情報を本市以外の組織または団体に提供することに同意する手続に係る申請書等

(適用除外)

第3条 前条の規定は、次に掲げる申請書等については、適用しない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、高島市会計規則（平成19年高島市規則第21号）、高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）等に基づく契約および公金の支出に関する一連の手続において押印を求めている申請書等

- (2) 国および県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられている申請書等
- (3) 本市以外の組織または団体（国および県を除く。）により押印が義務付けられている申請書等
- (4) その他文書の真正性の担保等の理由により、押印を求めている申請書等
（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

議第48号

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会設置要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会設置要綱を廃止する告示

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会設置要綱（令和2年高島市教育委員会告示第18号）は、廃止する。

報告第15号

令和3年度高島市立学校学校教育到達目標について

令和3年度高島市立学校学校教育到達目標について、別冊資料のとおり報告する。

令和3年5月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治